

報道機関各位

平成26年12月4日
 日本司法支援センター

平成26年度 法テラスシンポジウム 開催決定

～福祉と司法が連携する社会～

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、平成27年2月7日（土）**法テラスシンポジウム** を開催します。多くの市民の方に参加いただけるよう、報道等のご協力をお願いします。

内容 法テラスでは、現在、法律専門職者が福祉関係者等と連携・協働して、高齢者・障がい者など、自分で司法サービスにたどり着けない方が抱える問題を総合的に解決することを目指す「**司法ソーシャルワーク**」を推進する体制の整備に取り組んでいます。しかしながら、その取り組みは、緒に就いたばかりです。

そこで、法テラスは、「**司法ソーシャルワーク**」の有用性・必要性を周知し、この取り組みをさらに普及・発展させるため、福祉関係者、弁護士・司法書士等を集めて情報共有をするとともに、一般市民の方々に対しても周知・啓発を図ることを目的として、**法テラスシンポジウム**を開催することとなりました。



地域包括支援センター
 弁護士 司法書士
 法テラス
 司法ソーシャルワークが
 つなぐ支援の輪
 民生委員
 社会福祉協議会
 医療機関
 自治体

福祉と司法が 連携する社会

参加無料

平成26年度 法テラスシンポジウム
 主催/日本司法支援センター(法テラス)

司法サービスに携わる弁護士や司法書士が福祉関係者等と連携し、高齢者・障がい者など自分で司法サービスにたどり着けない方が抱える問題の総合的解決を図る活動を「司法ソーシャルワーク」と呼び、法テラスが取組を始めています。

平成27年 **2月7日(土)** 13:30-16:45 (予定)
(開場)13:00 (開演)13:30 (閉会)16:45 (予定)

パネルディスカッション
 町 亞理恵氏
 フリーアナウンサー/
 報道キャスター

定員 **250名** 会場 **東京コンベンションホール 大ホール** 東京都中央区京橋3-1-1 (詳しくは裏面の申込み方法を確認ください)

日本司法支援センター
法テラス
主催：日本司法支援センター（法テラス）
 後援：法務省、最高裁判所、厚生労働省、消費者庁、東京都、新宿区、日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法書士会連合会、東京司法書士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士協会、公益社団法人日本福祉社会福祉協議会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会

- 日時 **平成27年2月7日（土）**
 13：30～16：45（予定）
- 場所 **東京コンベンションホール 大ホール**
 東京都中央区京橋3-1-1
- 参加 **無料 250名**


申込方法

参加をご希望の方は、郵便番号・住所・氏名・職業・電話番号・年齢・性別のほか、登壇者へのご質問等がございましたらご記入の上、平成27年1月30日（金）までに、ウェブサイト、FAX、Eメール、はがき、電話にてご応募ください。

 **法テラスシンポジウム**  **検索**
<http://houterasusympo.jp>

 **03-5530-5693**
 受付時間/24時間受付

 **info@houterasusympo.jp**
 受付時間/24時間受付

 送付先/〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11
 T F Tビル東館7F
 (隣)シミズオクト内 法テラスシンポジウム参加受付事務局

 **03-5530-5695**
 受付時間/10:00～19:00（土日・祝日を除く）

主催 日本司法支援センター（法テラス）

後援 法務省、最高裁判所、厚生労働省、消費者庁、東京都ほか

簡単解説「法テラス」

法テラス（日本司法支援センター）は、
国によって設立された
法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

「借金」「離婚」「相続」・・・様々な法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの？」、「どんな解決方法があるの？」と、わからないことも多いはず。こうした**問題解決への「道案内」をするのが私たち「法テラス」の役目**です。

全国の相談窓口が一つになっていないために情報にたどりつけない、経済的な理由で弁護士など法律の専門家に相談ができない、近くに専門家がない、といった様々な問題があり、これまでの司法は使い勝手がよいとは言えないものでした。

そうした背景の中、刑事・民事を問わず、国民のみなさまが**どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしよう**という構想のもと、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された公的な法人、それが、**日本司法支援センター（通称：法テラス）**です。

お問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ**法制度**や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の**相談窓口**を法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）や全国の法テラス地方事務所にて、**無料でご案内**しています（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、**無料法律相談**や必要に応じて**弁護士・司法書士費用などの立替え**を行っています（民事法律扶助業務）。

このほか、**犯罪の被害にあわれた方などへの支援**等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務があります。）。